

公示番号：20a00138

国名：ブルキナファソ

担当部署：アフリカ部アフリカ第四課

案件名：ブルキナファソ国教育セクター開発政策借款（案件形成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：案件形成
- (2) 格付：2～3号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年6月上旬から2021年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 6.00M/M、合計 7.00M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月29日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|----------|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計 100点) |

類似業務	教育政策・財政にかかる事業形成・促進業務、円借款案件形成に係る各種業務
対象国／類似地域	ブルキナファソ／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ブルキナファソの国家開発計画である、国家社会経済開発計画（PNDES 2016-2020）における三本柱のひとつとして、人的資本開発（高等教育、職業訓練）が掲げられており、この実現のために不可欠な土台として、基礎教育開発が重要課題として位置付けられている。

教育セクターに関しては、上位政策である基礎教育戦略開発プログラム（PDSEB2012-2021）に基づき教育開発が行われており、2018年時点の前期初等教育課程（小学校）就学率は90%を超えた一方、同年の就学前教育課程（幼稚園）就学率は4.1%（目標値8.1%）、後期初等教育課程（中学校）への進学率は67.7%（目標値78.8%）であり目標値に遠く及ばない。また、2018年時点の前期初等教育修了率は63%（目標値68.5%）に留まっており、教育の質にも課題を抱えている。さらに政府として力を入れている、中学・高校レベルの技術・職業訓練教育推進に関しても、2018年時点で全国150校（うち公立27校）において総生徒数は28,556名（目標値109,279名）に留まっている（以上全て国民教育・識字・国語推進省2019年）。

かかる喫緊かつ中長期的なニーズを踏まえ、PDSEBをより効果的に進捗させるために必要な政策・活動計画の策定を支援し、その実践のために必要な財源を担保するために、日本政府は教育セクター開発政策借款を検討している。

JICAは2019年11月に、当該借款案件形成に関するコンタクトミッションをブルキナファソに派遣し、主管省庁であるブルキナファソ国民教育・識字・国語推進省（以下MENAPLN）及び経済・財務・開発省（以下MINEFID）と本案件の方向性について協議し、基礎教育の質改善のための取組を推進することを目的とすることについての合意に至った。

具体的には、PDSEBの目標達成のために円借款で供与される資金を活用すること、その中でもJICAと合意した教育協力プログラムの目標である「児童の学びの改善」に資する活動を軸とすること、また、具体的な資金の活用に関し、当国の基礎教育セクターにおける当国政府の優先課題を以下の通り確認した。これらをベースに、今後の協議の中で政策マトリクスの枠組みを具体化していくことで合意した。

- ① 教員養成及び現職教員研修の強化を通じた教員能力強化

- ② 就学前教育、前期・後期初等教育、及び技術科中学校の学校インフラ整備を通じた教育・学習の改善
 - ③ 学校運営委員会の機能強化による生徒の学習環境の改善
 - ④ 学校保健の推進を通じた子どもの健康と栄養状態の改善
 - ⑤ 学習教材（教科書・指導書・練習帳等）の開発、印刷及び配布
 - ⑥ 前期から後期初等教育課程への移行促進のための取組強化・推進
- 以上を踏まえ、本案件は当該円借款事業の形成促進及び効果増大のために専門家を派遣し、PDSEB 推進に必要な政策マトリクスの策定、政策アクションの実現、及びそのモニタリングの実施を支援するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、PDSEB に設定された諸目標の達成に必要な政策アクションならびに資金供与において達成状況の評価対象となる政策マトリクスの策定を支援する。具体的には円借款事業が支援対象とする予定である①教員の能力強化、②基礎教育全課程における教育・学習の質の改善、③学校運営委員会機能強化、④学校保健・給食推進、⑤学習教材開発・供給強化、⑥中学校への進学促進に必要な、当国政府の政策アクションの割り出し、策定を支援する。また、本業務における教育財政戦略の検討、政策マトリクスに基づく活動計画実践のための予算申請、確保にかかる支援を行う。当国政府による予算申請・確保は、資金供与に向けて当国政府が実施すべき政策アクションの一部となる予定であり、かかる支援を通じ、円借款事業の形成迅速化及び実施促進が期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2020年6月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ブルキナファソ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ブルキナファソ教育システム、政策、行動計画等の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② 開発政策借款（DPL）の制度や DPL を適用した既往案件の概要について情報を収集し、DPL における案件形成及びディスバースの進め方や留意事項を理解する。
- ③ JICA アフリカ部、人間開発部、ブルキナファソ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、現地業務工程表（案）を含む業務計画書（和文）及びワークプラン（仏文または英文）を作成する。

(2) 第1次現地業務期間（2020年6月中旬～2020年8月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ブルキナファソ事務所、MENAPLN 及び MINEFID にワークプラン（仏文または英文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 2019年11月のコンタクトミッション時に署名されたミニッツの内容を基にブルキナファソ政府関係者や他ドナー、JICA 専門家、JICA ブルキナファソ事務所等との協議及び資料の分析等を通じ、優先的な課題とそれに対する政策アクションについて整理・分析し、政策マトリクス案を作成する。
- ③ PDSEB の進捗状況について、特に②の優先課題にかかる進捗状況、予算執行状況、財政ギャップを調査・把握し、課題と改善に必要な施策を分析する。

- ④ ②及び③の結果をもとに、PDSEB 諸目標のうち、本 DPL 案件が対象とするものを基準に、政策マトリクス案を精緻化する。
- ⑤ ④に基づき、政策マトリクス案に関する関係者間協議及び合意形成の促進及びそれに必要な技術的支援を行う。
- ⑥ ⑤に基づき、初回ディスバースのための政策アクション・条件を精査し、その実践のために必要な手続き、予算、及び資金フローを明確化し、その履行に係る支援を行う。
- ⑦ DPL 形成プロセス及び政策アクション実施に必要な一連の手続きの迅速化のために主要関係者を集めたステアリング・コミッティの計画、調整、開催を支援する。
- ⑧ ブルキナファソ政府の 2021 年度予算の申請タイミングについて確認し、各手続き進捗目安を割り出し、ロードマップを作成し、関係者に共有する。
- ⑨ JICA アフリカ部ファクトファインディング (FF) ミッションの派遣(7 月頃、10 日間程度を予定)に向け必要な事前協議を行い、ミッションへの同行、協議の支援を行う。
- ⑩ JICA ブルキナファソ事務所に第 1 次現地業務結果報告書(ドラフト)(和文・仏文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次国内整理期間 (2020 年 8 月下旬)

- ① 第 1 次派遣の現地業務結果報告書(和文・仏文または英文)を指定の配布先に提出する。
- ② JICA アフリカ部および人間開発部に第 1 次現地業務結果報告書をもとに、現地業務結果を報告の上、必要に応じ、ブルキナファソ事務所を含むテレビ会議にて次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(4) 第 2 次国内準備期間 (2020 年 9 月上旬)

- ① JICA ブルキナファソ事務所、人間開発部、アフリカ部と連絡・調整の上、現地業務工程表(案)を含む第 2 次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(仏文または英文)を作成する。

(5) 第 2 次現地派遣期間 (2020 年 9 月中旬～11 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ブルキナファソ事務所、MENAPLN 及び MINEFID にワークプラン(仏文または英文)を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 政策アクション案の現地における検討・準備状況を確認し、初回ディスバース条件となるアクションを中心に、政策マトリクスを最終化する。
- ③ 特に初回ディスバースの条件となる政策アクションとして合意された戦略文書・マニュアル等作成の進捗状況を確認し、条件達成のために必要な情報収集・分析等を支援する。
- ④ 初回ディスバース条件となる政策アクションの達成状況を取りまとめ、各関係者に共有する。
- ⑤ 2 回目以降のディスバースに必要な政策アクションのための準備開始を支援する。
- ⑥ ブルキナファソ政府の 2021 年度予算申請及び予算割当て状況についての情

- 報を収集し、開発政策借款分の予算申請の状況について確認する。
- ⑦ 一連の手続きの迅速化のために主要関係者を集めたステアリング・コミッティの計画、調整、開催を支援する。
 - ⑧ JICA アフリカ部審査ミッションの派遣（10月頃、2週間程度を予定）に向け、必要な事前協議を行い、ミッションへの同行、協議の支援を行う。
 - ⑨ JICA ブルキナファソ事務所に第2次現地業務結果報告書（ドラフト）（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- （6）第2次帰国後整理期間（2020年11月下旬）
- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・仏文または英文）を指定の配布先に提出する。
 - ② JICA アフリカ部および人間開発部に第2次現地業務結果報告書をもとに、現地業務結果を報告の上、必要に応じ、ブルキナファソ事務所を含むテレビ会議にて次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- （7）第3次国内準備期間（2020年12月中旬）
- ① JICA ブルキナファソ事務所、人間開発部、アフリカ部と連絡・調整の上、現地業務工程表（案）を含む第3次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（仏文または英文）を作成する。
- （8）第3次現地派遣期間（2021年1月上旬～2月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ブルキナファソ事務所、MENAPLN 及び MINEFID にワークプラン（仏文）を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② ブルキナファソ政府内の予算配分状況に関する情報を収集し、円借款で供与される資金の予算措置の状況について確認する。
 - ③ 初回ディスバース条件として設定・達成された政策アクションに付随する活動状況をモニタリングし、政策アクション達成状況確認のためのプロセス（エビデンス取りまとめ、政府から JICA への提出、資金請求等）を支援する。
 - ④ 2回目ディスバースの条件となる政策アクションとして合意された戦略文書・マニュアル等作成の進捗状況を確認し、条件達成のために必要な情報収集・分析等を支援する。
 - ⑤ ③、④に関し、今後の政策アクション及び付随する活動の円滑な実施のために必要な手続き、情報収集、モニタリング活動についての提案及びアクションプランをまとめる。
 - ⑥ 主要関係者を集めたステアリング・コミッティを開催し、⑤でまとめた提言を共有し、今後の円滑な進捗に関する協議を行う。
 - ⑦ JICA ブルキナファソ事務所に第3次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- （9）第3次国内整理期間（2021年2月下旬）
- ① 全体の活動を振り返り、教訓抽出を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成し JICA ブルキナファソ事務所、人間開発部、アフリカ部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（和文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文3部（JICA ブルキナファソ事務所、アフリカ部、人間開発部へ各1部）

(2) 業務ワークプラン（各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

仏文または英文4部（10. 特記事項（3）にて後述）（JICA ブルキナファソ事務所、アフリカ部、MENAPLN、MINEFID へ各1部）

(3) 現地業務結果報告書

各派遣終了時に提出。提出部数は以下のとおり。

仏文または英文4部（JICA ブルキナファソ事務所、アフリカ部、MENAPLN 及び MINEFID へ各1部）

和文3部（JICA ブルキナファソ事務所、アフリカ部、人間開発部へ各1部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容、②業務の達成状況、③業務実施上の課題と対応策等

(4) 専門家業務完了報告書（和文3部）

和文。提出部数は以下のとおり。

和文3部（JICA ブルキナファソ事務所、アフリカ部、人間開発部へ各1部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容、②業務の達成状況、③業務実施上遭遇した課題とその対処
④業務実施上での残された課題、⑤業務結果に基づく教訓・提言等

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上すること）。

航空経路は、日本⇒パリ⇒ワガドゥグ⇒パリ⇒日本、もしくは、日本⇒アディスアベバ⇒ワガドゥグ⇒アディスアベバ⇒日本を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、7. の業務内容記載の派遣期間に応じて提案すること。前後の日程調整はある程度まで可能とする。

② 現地での業務体制

業務従事者は、JICA ブルキナファソ事務所及び MENAPLN 配属の政策アドバイザー（教育）専門家とも適宜連携しながらの業務を実施する。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

JICA 事務所による手配

イ) 宿舎手配

なし（第1次現地業務時のみ、手配支援）

ウ) 車両借上げ

JICA 事務所による手配

エ) 通訳備上

必要に応じ、JICA 事務所が手配（英⇄仏）

オ) 現地日程のアレンジ

なし（第1次現地業務時のみ、手配支援）

カ) 執務スペースの提供

MENAPLN における執務スペース提供予定

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構アフリカ部アフリカ第四課(03-5226-6977)より配布する。

- ・ブルキナファソ教育セクター情報にかかる収集済資料一式
- ・教育セクター開発政策借款案件形成に係る資料一式
- ・協力プログラムにおける個別案件に関する資料
- ・開発政策借款に関する資料

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布する。配布を希望する場合、代表アドレス(outm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールを送付すること。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めること。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分

に行うこととする。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とすること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととする。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。
- ④ 本業務の報告書について、基本的に和文および仏文での作成を想定しているが、仏文の作成が困難な場合は英文を作成することとする。その場合、現地で備上する通訳を活用し、仏文に翻訳することとする。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やブルキナファソ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定する。

以上